

# 特定労務管理対象機関指定の手続きスケジュール

(別添2:R5.7更新)

特定労務管理対象機関 (特例水準)	2022年度(令和4年度)				2023年度(令和5年度)				2024年度(令和6年度)				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	上半期	下半期			
・B水準 (救急医療等)  ・連携B水準 (医師派遣)	各医療機関での手続き 医師労働時間短縮計画(時短計画)作成				時短取組状況について、評価機能(医療機関勤務環境評価センター)の 評価受審 ※評価期間4~6か月程度予定 ※遅くともR5.6月までには受審申込を行ってください。				医師の時間外労働 上限規制の適用開始  ※初回受審以降、3年に1回、 評価機能による評価受審が必要				
	地域の医療関係者 間での協議・調整				※評価センターの評価後 県に特定労務管理対象機関の指定 申請						※地域医療構想調整会議 の2か月前までには県への 申請が必要	県指定後、医療機関で36協定締結【R5年度中】	
C-1水準① (臨床研修)	各医療機関での手続き 医師労働時間短縮計画(時短計画)作成				時短取組状況について、評価機能(医療機関勤務環境評価セン ター)の評価受審 ※評価期間4~6か月程度予定 ※遅くともR5.5月までには受審申込を行ってください。				医師の時間外労働 上限規制の適用開始  ※初回受審以降、3年に1回、 評価機能による評価受審が必要				
	地域の医療関係者 間での協議・調整				R5年度募集の プログラム内 に想定時間外 労働等を記載 し、県に提出 (5/1ㄨ)						※評価センターの評価後 県に特定労務管理対象機関 の指定申請	※地域医療対策協議会の 2か月前までには県への 申請が必要	県指定後、医療機関で36協定締結【R5年度中】
地域の医療関係者 間での協議・調整				地域医療 構想調整 会議				医療 審議会 【1月】		地域医療 対策協議 会【12月】		医療 審議会 【1月】	

特定労務管理対象機関 (特例水準)	2022年度(令和4年度)				2023年度(令和5年度)				2024年度(令和6年度)		
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	上半期	下半期	
C-1水準② (専門研修)	各医療機関での手続き	医師労働時間短縮計画(時短計画)作成				時短取組状況について、評価機能(医療機関勤務環境評価センター)の評価受審 ※評価期間4~6か月程度予定 ※遅くともR5.5月までには受審申込を行ってください。				医師の時間外労働上限規制の適用開始 ※初回受審以降、3年に1回、評価機能による評価受審が必要	
		R5年度募集のプログラム内に想定時間外労働等を記載し、各学会に申請(基本的にR4年度内)	R5年度募集のプログラムを日本専門医機構にプログラム登録	※各学会及び日本専門医機構の審査及び評価センターの評価後 県に特定労務管理対象機関の指定申請		※地域医療対策協議会の2か月前までには県への申請が必要		県指定後、医療機関で36協定締結【R5年度中】			
地域の医療関係者間での協議・調整							地域医療対策協議会【12月】	医療審議会【1月】			
C-2水準 (高度技能の修得研修)	各医療機関での手続き	医師労働時間短縮計画(時短計画)作成				厚生労働省の審査組織の審査受審 ①C-2水準対象医療機関の個別審査(特定の高度な技能の教育研修環境を審査) ※県指定申請前の審査受審必須 ②医師個人の発意に基づく技能研修計画 ※県指定後でも可				医師の時間外労働上限規制の適用開始 ※初回受審以降、3年に1回、評価機能による評価受審が必要	
		時短取組状況について、評価機能(医療機関勤務環境評価センター)の評価受審 ※評価期間4~6か月程度予定 ※遅くともR5.6月までには受審申込を行ってください。				※審査組織の審査及び評価センターの評価後 県に特定労務管理対象機関の指定申請		※地域医療構想調整会議の2か月前までには県への申請が必要			
地域の医療関係者間での協議・調整							地域医療構想調整会議	医療審議会【1月】			